

#ふるさと納税3.0

大館市ふるさと納税産業基盤創生投資事業

# 大館インベスト～Odate Invest～

---

令和8年7月

大館市ふるさと納税推進室

ふるさと納税20億円、30億円を達成するため

# 内需強化

## 生産供給体制の増強が必要

受注の生産体制の強化拡大  
新たな返礼品開発、製造  
市外からの事業所誘致 等

市内外事業者に対し、設備増強等へ投資  
することで基盤強化を図る

- ・もっと製造したいが、人が集まらないから箱詰めができない
- ・設備投資ができなくて、川中工程がどうしても渋滞してしまう
- ・手作業工程が多く、量産体制を図れない
- ・他のECサイトでもものすごく人気があり、やってみたい
- ・これまで、他市町村に外注していたが、市内で内製化を図りたい
- ・新しく、大館市に進出して返礼品ビジネスを始めたい

既存事業者

新規事業者

設備投資  
が必要

資金面の課題



投資に踏み切る決断

新たなふるさと納税返礼品の創出や既存返礼品の生産体制の  
改良や増産等に取り組む事業者に対し投資支援します。

#ふるさと納税3.0

大館インベスト

大館市ふるさと納税産業基盤創生投資事業

## ふるさと納税3.0とは

返礼品による

還元

+

返礼品による

応援

||

企業と地方と寄附者の関係が変わる  
還元と応援のハイブリッド

2014年～ふるさと納税ブーム  
返礼品によるお得感

ふるさと納税1.0

返礼品による寄附の誘引への批判  
GCFや災害支援への活用へ

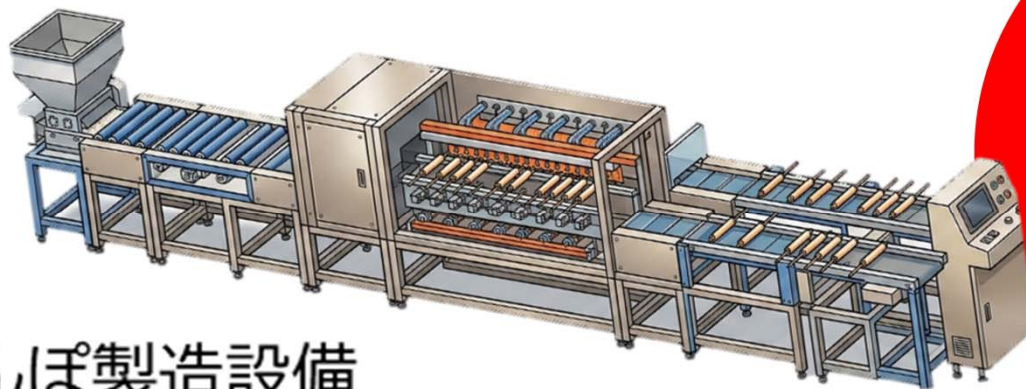
ふるさと納税2.0

ふるさと納税3.0

新たな地場産品を創出しようとする事業者や既存産品の改良、増産等に取り組む事業者に対し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング(以下「CF」という。)により集まった寄附金を原資として、補助金を交付する制度です。

地域産業にインベスト(投資)し、地域活性化を図るものとして名称を「大館インベスト」としています。

## 支援制度のイメージ



最大補助率  
**100%**

CFで集めた額の最大  
4/10を補助  
寄附目標額の1/2  
達成で事業化

### 【導入例】きりたんぽ製造設備

事業費20,000千円(補助対象経費)

#### フェーズ1(事業化スタート)

必要な寄附金 25,000千円

25,000千円×4/10

補助金(50%) 10,000千円

寄附額25,000千円

補助金 10,000千円 (概算払可能)



#### フェーズ2(補助満額を目標)

必要な寄附金 50,000千円

50,000千円×4/10

補助金(100%) 20,000千円

寄附額50,000千円

補助金 20,000千円

- CFを実施し補助額が補助対象経費の1/2を達成した時点(フェーズ1)で事業化開始(概算払が可能)
- 返礼品を寄附者に送付(返礼品調達費用は、別途市が負担)
- フェーズ1を達成した後、フェーズ2を達成するまでCF実施期間において引き続きCFを継続

## 主な制度内容

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助事業により創出（改良、増産等）した地場産品を、市のふるさと納税返礼品として登録する意思を有する者</li> <li>● 市内に事業所等を有する又は開設を予定する者で、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後、5年以上（土地・建物を取得する場合は10年以上）継続して返礼品の提供等を行う意思を有する者</li> </ul>                                                                                                                            |
| 補助金額   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● CF等により資金調達した寄附額の10分の4に相当する額とします。</li> <li>● CF等による寄附額の10分の4が、地場産品の創出等に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に達した場合、本制度を活用し、補助金の交付（概算）を受けることができます。<br/>（※ 寄附目標額の2分の1＝補助対象経費の1.25倍）</li> <li>● 寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲内（2分の1以上補助対象経費以下）で交付します。</li> </ul>                                           |
| 補助対象経費 | <p>要件に適合する新たな地場産品の生産・製造及び加工に関する施設・設備に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場・作業場等の建物取得に係る建設費（土地・建物取得費含）</li> <li>● 建物付帯設備の整備又は取得に要する経費</li> <li>● 地場産品創出に要する構築物及び機械設備等の取得に要する経費</li> <li>● 建物賃借料（新事業所開設までの仮生産拠点等）</li> <li>● 備品購入費（耐用年数2年以上で、50万円以上のもの）</li> <li>● 委託費（設計コンサル、調査等）</li> <li>● その他地場産品創出等に必要と認められる経費</li> </ul> |

## 想定される活用方法

下記のほか、多様な活用が考えられるので、必ず事前相談してください。

飲食店が、新たなふるさと納税返礼品として、「冷凍総菜」を提供するため冷凍設備を導入  
**(設備投資)**

アパレルが、新たなふるさと納税返礼品として「衣類」の新商品開発のため最新織機を導入  
**(設備投資)**

アパレルが、全く異なる事業である「地場産野菜を使ったジェラート」を製造する工房を開業  
**(新業種参入)**

ふるさと納税で人気のあるビール工場を建設  
**(誘致企業)**

きりたんぽ事業者が生産量を増やすため製造機を追加  
**(設備投資、増強更新)**

洋菓子店がふるさと納税参入のため、供給量を増やすため機械化による製造ラインを新設  
**(設備投資、増強更新)**

飲食店がECやふるさと納税に本格参入するため、供給量増加を目的に大規模加工場を建設  
**(施設整備、設備投資)**

BtoB主流からBtoC展開に対し配送が課題であったが小分け配送を可能とする設備導入  
**(設備投資)**

小規模農家が地元産お米一元管理による安定生産量と付加価値のためライスセンター建設  
**(大規模設備投資)**

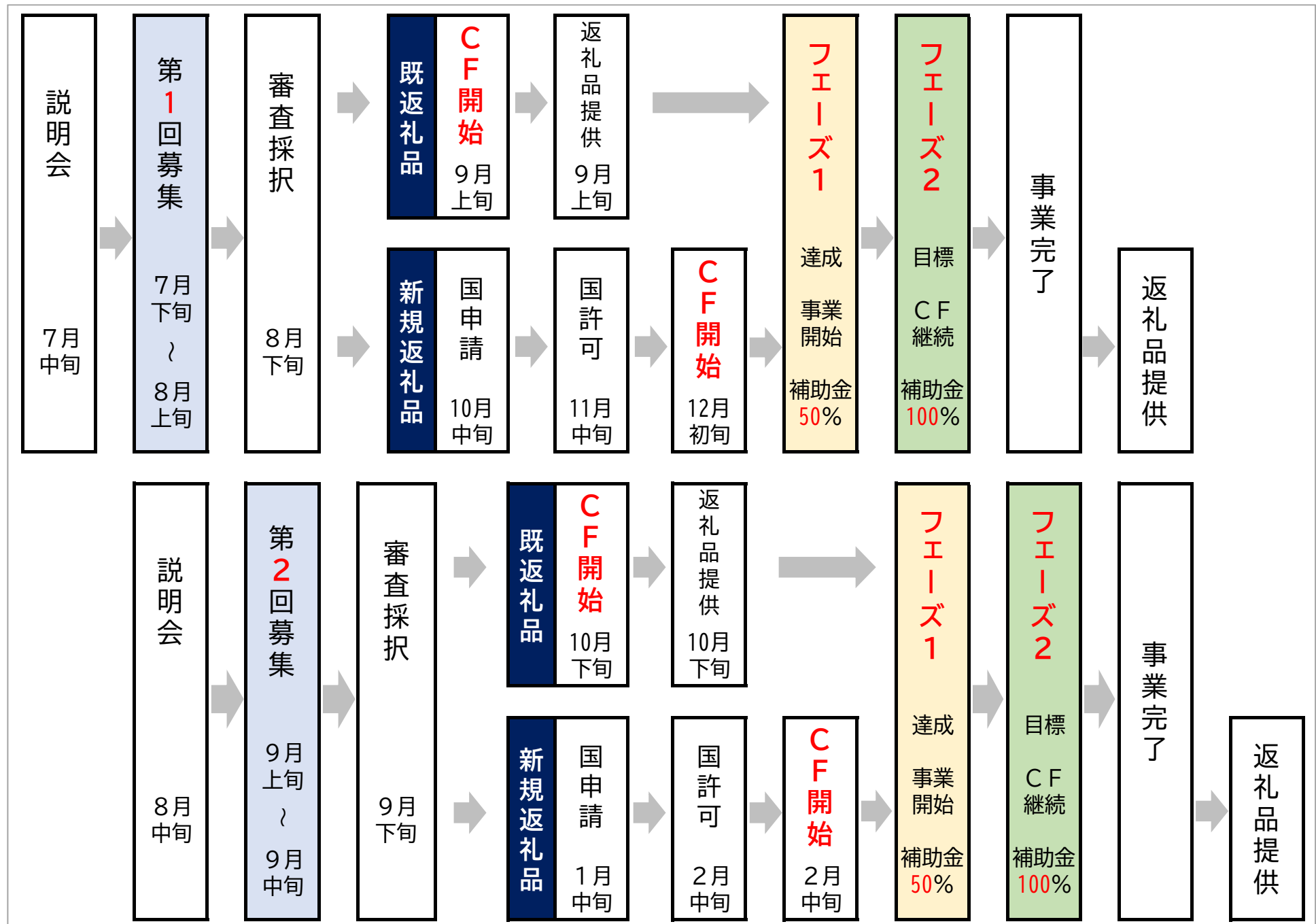
既存スペースが手狭のため、新たに配送センターを新設し、作業効率化及び出荷数の拡大  
**(大規模設備投資)**

受注量に対応するため、手作業の工程を機械化を図り、生産量の拡大  
**(自動化設備投資)**

通年分のお米を保管する低温倉庫や精米設備など人気の返礼品の供給体制を強化  
**(大規模設備投資)**

## スケジュール

必ず事前に事業概要について相談してください。



## 提出書類

|                       |    |                 |
|-----------------------|----|-----------------|
| ① 企画提案応募書【様式1】        | 5部 | うち押印したものは1部     |
| ② 企画提案書【様式1別紙】        | 5部 | 正本1部、副本4部       |
| ③ 提案内容に関する補足資料【様式自由】  | 5部 | (無ければ提出不要です。)   |
| ④ 収支計画書【様式2】          | 5部 | 見積書等価格根拠となる書類添付 |
| ⑤ 提案事業者の過去の事業実績【様式自由】 | 5部 | (無ければ提出不要です。)   |
| ⑥ 直近3期分の決算書(個人:確定申告書) | 1部 |                 |
| ⑦ 直近の法人税の申告書(法人の場合)   | 1部 |                 |

## 選定審査

### 【審査方法】

審査基準に基づき、選定委員会による書面審査を実施し、基準点を超えた応募者から採択事業者を選定します。

### 【審査項目及び審査基準】

各事業分野の審査項目は以下のとおり。

採点者全員が60点以上、かつ平均点が65点以上で選定候補者とします。

| 審査項目    | 審査内容                                                                           | 配点  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 提案者     | ・実施体制、実績                                                                       | 10  |
| 提案内容    | ・独創性、新規性、市場性、成長の可能性<br>・優位性、実現性<br>・社会貢献<br>・経済波及効果(KPI)<br>・ふるさと納税の返礼品としての可能性 | 50  |
| 資金・収支計画 | ・収益性<br>・資金計画                                                                  | 30  |
| 事業提案金額  | ・費用積算                                                                          | 20  |
| 合 計     |                                                                                | 100 |

## 留意事項

- ①採択された企画提案内容に関して、審査選定後に市と詳細について協議させていただくことがあります。なお、その協議の結果、CF等の実施内容・寄附目標額等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
- ②事前の個別相談がない場合は、企画提案書は受付できません。(事前相談必須)
- ③補助対象経費を超える事業経費は事業者負担となりますのでご留意ください。
- ④補助対象事業の完了予定日までに事業完了が見込めない場合等において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額もしくは一部を返還していただきます。
- ⑤補助事業者は、如何なる事情があっても、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年間(又は10年間)継続して返礼品等の提供等の業務に取り組む義務を負います。
- ⑥事業の進捗を定期的に寄附者へ報告するとともに、寄附者とのつながりを大切にしてください。
- ⑦土地取得費、施設整備費(建物の取得等)を交付の対象とする場合には、補助金の交付に当たり、取得価格の妥当性を証明できる書類(鑑定士等の意見書、近傍類似地の取引事例、その他評価証明書 等)を提出していただきます。
- ⑧CF等の進捗状況や結果にあわせて、採択事業者の補助事業の概要や進捗状況、KPIなども公表の対象となります。

### CF成立前に事業業着手可能です【事業着手のタイミング】

- ①補助対象経費の50%(寄附目標100%)をクリアすれば事業着手が可能です。
- ②早期に事業着手されたい場合は、①をクリアしなくても、採択後であれば、自己の責任により事業着手は可能です。ただし、事前に交付決定前着手届(書面)の提出が必要です。

プロジェクトを市が採択した後、交付申請書類一式をご提出いただきます。  
その際、**以下7点**について「誓約」する旨の「**誓約書**」をご提出いただきます。**この誓約ができない場合、事業を進めることができません。**

1. 補助金交付要綱の内容について遵守します。
2. 補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年以上(土地取得等の場合は10年以上)、返礼品提供事業者として、返礼品等の提供等の業務に取り組む意思を有します。
3. **建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、その他の法令等を遵守します。また当該法令等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従います。**
4. 補助金交付要綱に従い、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合は、取り消された部分について交付された補助金を速やかに返還します。
5. 補助事業が完了した日の属する年度及び当該年度の翌年度において、本補助事業の実施効果を報告します。
6. 当該補助金により取得した財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産について、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間(土地取得等の場合は10年)、市長の承認なしに処分等はありません。
7. 暴力団排除に関する誓約事項を確認し、これに同意します。

#ふるさと納税3.0

# 大館インベスト



大館市ふるさと納税産業基盤創生投資事業

大館市総務部ふるさと納税推進室

TEL 0186-43-7027

FAX 0186-49-1198

メール [furusatozei@city.odate.lg.jp](mailto:furusatozei@city.odate.lg.jp)